

一者応札・一者応募に係る改善方策について

平成 21 年 3 月 31 日

金 融 庁

1. 基本的考え方

行政支出総点検会議における指摘事項（平成 20 年 12 月 1 日）等を踏まえ、随意契約の見直しにおいて、競争性のある契約方式に移行するとともに、実質的な競争性を高める必要があるとの問題意識の下、今般、一者応札・一者応募となった契約を精査し、民間事業者へのアンケート結果も踏まえつつ、応札者を増やし競争性を高めるための改善方策を、以下の通り策定する。

2. 具体的な改善方策

（1）情報提供の拡充

現在、金融庁の調達においては、予定している調達内容の概要を記載した入札公告を、掲示板、官報、ウェブサイトに掲載するとともに、調達内容の詳細を記載した仕様書等を、当該入札公告を見た上で来庁した事業者等に直接手交することとしている。

これに対し、事業者による応札に関する適切な判断に資するよう、情報提供拡充の観点から、ウェブサイトを一層活用するなどの改善方策について検討することとする。

また、引き続き、仕様書等において調達内容等について具体的に記載する等、その他の情報提供の拡充にも努めるものとする。

（2）検討期間の十分な確保

現在、金融庁の調達においては、公告期間（公示日の翌日から必要な書類の提出期限（又は入札説明会）の前日までの期間）について、原則 10 日間以上確保しているところである。

これに対し、事業者による応札に関する十分な検討期間を確保する観点から、公告期間について改めて検討し、改善の余地があるものについては期間の延長に努めるものとする。

（3）準備期間の十分な確保

現在も、調達する物品・役務の内容に応じて、最終的な納入期限から逆算し、適切に入札日を設定するよう努めているところであるが、事業者にとっての準備に要する

期間を十分確保する観点から、その調達内容に応じ、入札日から納入期限までの期間を引き続き適切に確保するよう努めることとする。

なお、(2)(3)を着実に実行するためにも、必要な準備・検討を早め早めに行う等フォワードルッキングな事務運営に努めることとする。

(4) 応募要件・契約条件の緩和・見直し

現在も、入札参加資格等の応募要件や調達する物品・役務に係る要件等契約条件については、競争を事実上制限することのないよう十分留意して設定しているところであるが、今後とも引き続き、応募要件等について、競争を事実上制限することのないよう不断の見直しに努めることとする。

(5) その他

これまでも金融庁においては、調達コストの抑制、競争性の確保等の観点から、調達内容に応じて、国庫債務負担行為の積極的な導入、発注単位の見直し(統合・分割)、総合評価落札方式の導入等を行ってきたところであるが、引き続きこのような対応に努めることとする。

(以上)